

三重県市町村職員共済組合

m i e

共 済 N E W S

2

2024年  
2月  
No.657



## C O N T E N T S

退職を予定している組合員の皆さんへ	P.2~4
医療費対策委員会の報告	P.5
年金受給の繰下げと老齢厚生年金等の請求手続き	P.6~8
入学貸付・修学貸付のご案内	P.9
パート・アルバイトで働く被扶養者がいる 組合員の皆さんへ	P.10
特定健康診査・特定保健指導の実施状況報告	P.11
組合員証等が使用できなかったとき	P.12~13
マイナンバーカードの保険証利用	P.14~15

### 朝日小学校円形校舎（朝日町）

昭和30年代に日本全国で設計された円形校舎の一つで、国の登録有形文化財に指定されています。  
朝日町域のほぼ中央に位置する町内唯一の小学校であり、町のシンボルとして広く親しまれています。

# 退職を予定している組合員の皆さんへ

今年度も、残すところあと僅かとなりました。  
退職される皆さんは、当組合に関するいろいろな手続きが必要となります。  
退職後はどの医療保険制度に加入すればよいのか、共済貯金や共済貸付・物資事業の手続きはどうなるのかなどについて、ご説明します。



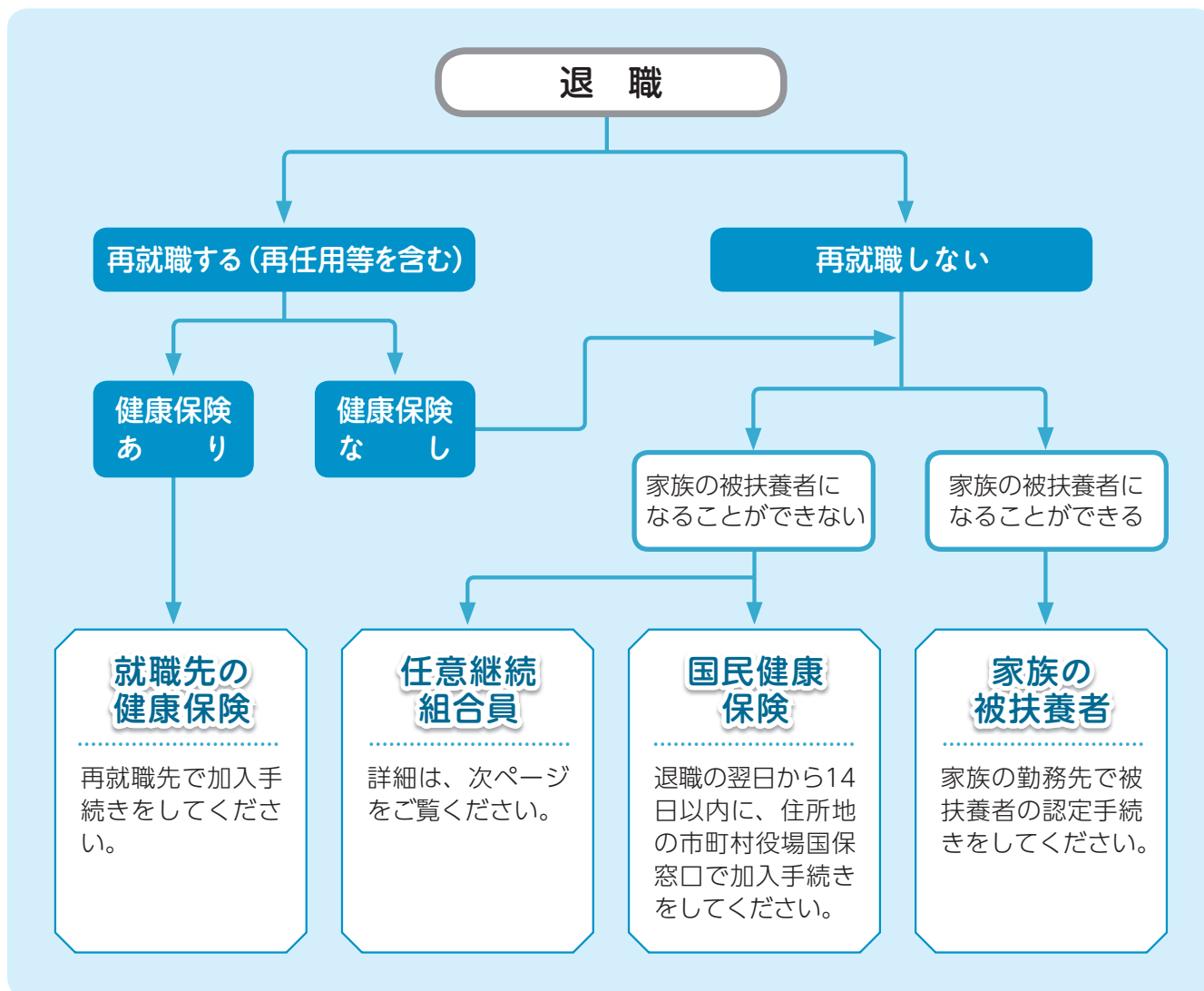
## 退職後に加入する医療保険制度について

組合員の皆さんは、退職すると組合員の資格を喪失しますので、新たにいずれかの医療保険制度に加入する必要があります。

退職後の状況によって、加入する医療保険制度が異なり、再任用制度を利用する方や民間会社に再就職して就職先の健康保険に加入する方、家族の被扶養者として認定される方もいます。

それ以外の方は、国民健康保険か当組合の任意継続組合員制度のどちらかを選ぶことになります。

▼退職後、どの医療保険制度に加入することになるのかをご確認ください。



## 任意継続組合員制度とは

国民健康保険は前年の所得を基準に保険料が算定されるため、退職後すぐに加入すると保険料が高額になる場合があります。そこで、退職後に多くの方が加入されるのが、当組合の任意継続組合員制度です。

任意継続組合員制度は、最長2年間、組合員の資格を継続する制度で、在職中とほぼ同様の医療給付と福祉事業の一部を利用することができます。

なお、希望により途中で資格を喪失することができますが、喪失後の再加入はできません。

### 加入要件

次の全ての要件を満たす必要があります。

- 1 組合員期間が退職日の前日まで引き続いて1年以上あること。
- 2 被用者保険(他の医療保険)に加入していないこと。
- 3 退職の日から20日以内に加入手続きを完了させること。



### 掛金

#### 掛金額(月額)の計算方法

掛金の基礎となる標準報酬月額(次のA、Bのうち少ない額)に短期掛金率99.00/1000、介護掛金率16.94/1000を乗じて計算します。(円未満切捨て)

A  
退職時の標準報酬月額

B  
340,000円(平均標準報酬月額)

【計算例：Bの平均標準報酬月額を使用する場合】

短期任意継続掛金  $340,000 \times 99.00/1000 = 33,660$ 円

介護任意継続掛金  $340,000 \times 16.94/1000 = 5,759$ 円

- ※ 平均標準報酬月額は、令和6年度のものです。
- ※ 掛金率は、令和5年度のものであり、変更となる場合があります。
- ※ 介護任意継続掛金は、40歳以上65歳未満の方のみ必要です。

掛金の払込みは「月払い」・「半年前納」・「1年前納」から選ぶことができ、「半年前納」と「1年前納」については割引があります。

なお、掛金は原則として払込書による振込みになりますが、月払いに限り口座引落し(百五銀行に限る。)も可能です。

#### 払込区分による掛金額の比較

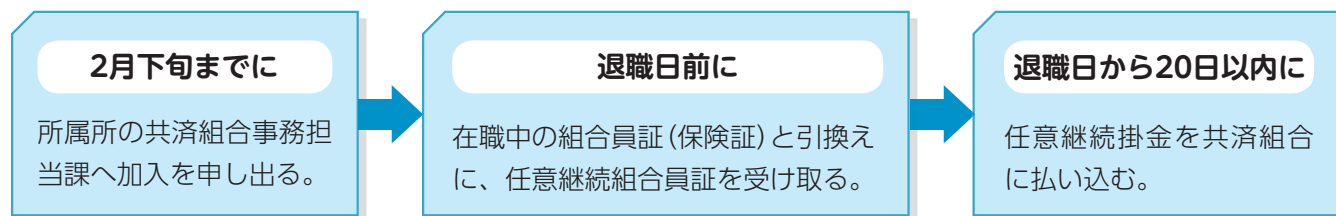
平均標準報酬月額340,000円の場合

払込区分	短期掛金	介護掛金	合計 【年間払込額】	月払いとの差
月払い	403,920円	69,108円	473,028円	—
半年前納	399,986円	68,435円	468,421円	△4,607円
1年前納	396,749円	67,881円	464,630円	△8,398円

組合員証(保険証)のスムーズな発行のために

## 任意継続組合員制度の事前受付をご利用ください

### 事前受付の流れ



※事前受付を利用しない場合でも、退職の日から20日以内に加入手続きを行えば、任意継続組合員になることができます。  
※事前受付を利用した場合でも、審査に時間がかかるため、被扶養者証(保険証)の発行は退職後になる場合があります。

## 退職時に組合員証・組合員被扶養者証の返却をお忘れなく!

退職して組合員の資格を喪失した場合や、被扶養者として認定されていた方が認定取消となった場合は、必ず組合員証又は被扶養者証(以下「組合員証等」という。)を当組合へ返却してください。

資格喪失後に医療機関等で組合員証等を使用した場合は、窓口負担以外の当組合が支払った医療費全額を返還していただくこととなりますので、十分注意してください。

また、資格喪失後に受診する場合は、新たに加わった健康保険組合や国民健康保険等の保険証を提示し、保険証が変更されたことを必ず医療機関等に申し出てください。



【お問い合わせ】 保険課資格調定係 ☎ 059-253-2703

### 共済貯金をご利用の方へ

共済貯金をご利用の方は、解約していただく必要があるため、所属所の共済組合事務担当課で手続きを行ってください。

- ▶退職後も引き続いて任用され、共済組合の組合員(短期組合員を含む。)となる場合は、解約せずに継続利用が可能です。
- ▶退職後に任意継続組合員になる場合は、引き続き共済貯金を利用できますが、給与天引きの定時積立は利用できませんので、定時積立の中断手続きをしてください。

### 共済貸付・物資事業をご利用の方へ

退職時に共済貸付・物資事業の未償還金がある場合は、退職手当から控除して全額を返済していただくこととなりますので、所属所の共済組合事務担当課に確認してください。

- ▶物資事業のガソリンカードをお持ちの方は、当組合に返却してください。
- ▶ガソリンカードを2月・3月に使用した場合、業者からの請求が2か月後となるため、退職後にお支払いいただくこととなりますのでご了承ください。

※退職後のお支払いを避けたい場合は、ガソリンカードを1月末までに返却していただくことをお勧めします。

【お問い合わせ】 経理課貸付貯金係 ☎ 059-253-2705

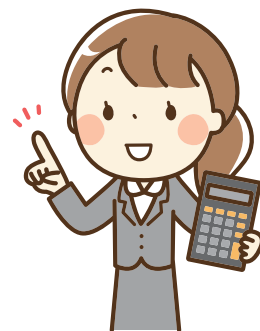
# 医療費対策委員会の協議結果について

令和5年11月27日に医療費対策委員会が開催されました。協議結果は、以下のとおりです。

## 短期経理における令和5年度及び今後の状況等について

医療費等の支出を行う短期経理について、短期組合員の加入による医療費の増加と高齢者医療制度への拠出金の増加によって、令和5年度は前年度と比較し、収入より支出が大きく上回る状況が見込まれます。令和6年度以降の剰余金の積立状況を推計した結果、令和9年度には繰越欠損金が生じる見込みであることから、今後安定した短期給付事業を行うためには、令和6年度に財源率を千分の103に引き上げることが必要であるとされました。

また、令和7年度以降も高齢者医療制度への拠出金の動向を注視しながら、毎年、財源率についての協議を行うことになりました。



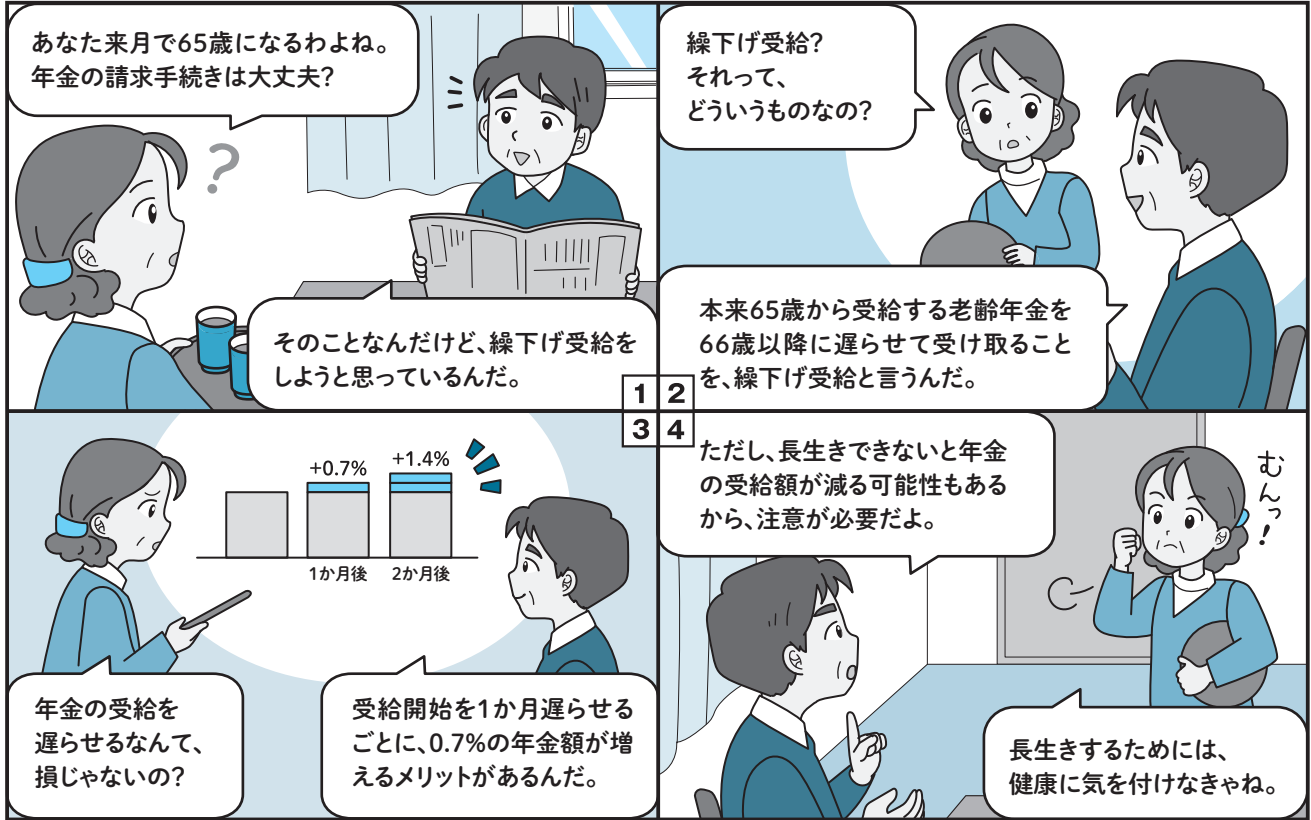
## 保健経理における令和5年度及び今後の状況等について

人間ドック等の健康関連事業を行う保健経理についても、短期組合員の加入により支出が大幅に増加し、剰余金が減少していく見込みですが、保有している剰余金の状況や、サンペルラ志摩の売却に伴う移管金を勘案すると、当面は十分な剰余金を保有できる見込みであることから、令和6年度の財源率を現行どおり千分の3に据え置くことが適当であるとされました。

## 医療費増高対策として行う保健事業の変更点について

- (1) サンペルラ志摩を令和6年4月1日に売却することに伴い、同日以降に同施設<sup>\*</sup>を利用する場合の宿泊施設利用助成について、次のとおり変更することとされました。
  - ① 組合員と被扶養者への助成額を、1泊2食で利用する場合には4,000円、それ以外の場合には2,000円とする。
  - ② 被扶養者でない配偶者等を対象としていた家族助成を、廃止する。  
※売却後の施設名は、変更される予定です。
- (2) 退職準備セミナーについては、1日型セミナーとして、県内2か所で開催する。
- (3) 人間ドック1日コースの対象年齢を、令和6年度は従来どおり35歳以上とするが、令和7年度は36歳以上とし、その後も対象年齢が40歳になるまで、1年ごとに対象年齢を1歳ずつ引き上げる。ただし、対象年齢未満の者も、受診枠の範囲内で受診可能とする。

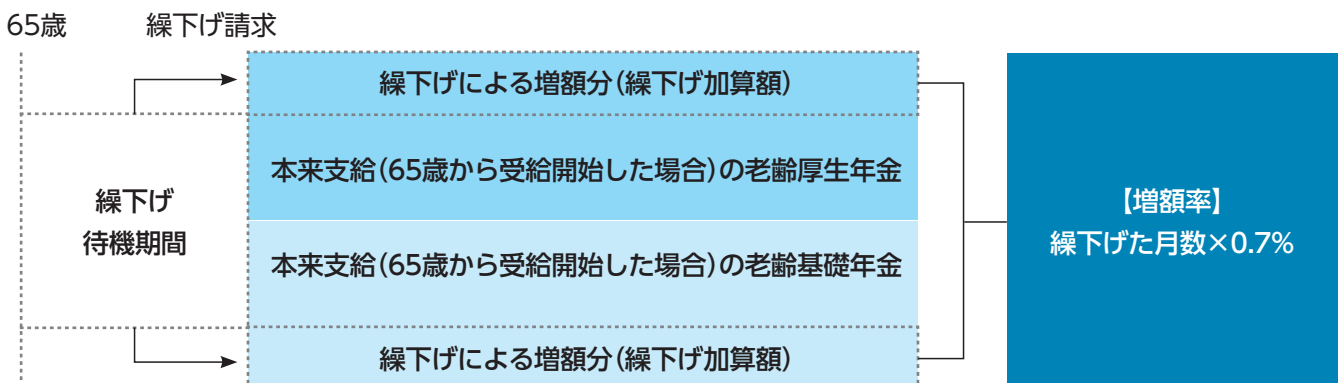
# 年金受給の繰下げと 老齢厚生年金等の請求手続き



老齢基礎年金と老齢厚生年金の受取りは、原則65歳からになっています。ただし、66歳から75歳になるまでの間に請求することで、66歳以降に繰り下げて受給することができます。請求をした時点(月単位)で年金額が増額され、増額率は生涯変わりません。また、老齢基礎年金と老齢厚生年金は、同時に繰り下げる必要はなく、どちらか一方のみの繰下げも可能です。

ただし、繰下げ待機期間中に在職していることで、年金額の全部又は一部が支給停止されていたであろう場合には、その停止額を除いて繰下げ加算額を計算しますので、ご注意ください。

## 受給の繰下げ(受取りを遅らせる)



## 繰下げ受給をするときの注意点

- ・平成29年3月31日以前に老齢基礎(厚生)年金を受け取る権利が発生している方は、繰下げの上限年齢が70歳までとなります。
- ・既に他の公的年金(障害年金や遺族年金)を受け取っている方は、繰下げ受給は選択できません。
- ・65歳前の特別支給の老齢厚生年金は、繰下げの対象にはなりません。
- ・66歳以降に障害給付(障害基礎年金を除く。)又は遺族給付の受給権者となったときは、その時点までを繰下げ期間として繰下げを申し出るか、又は65歳時に遡及して共済組合へ請求を行うか、いずれかを選択していただくこととなります。
- ・繰上げ請求を行った方は、繰下げの申し出はできません。
- ・複数の老齢厚生年金の受給権を有する場合は、同時に繰下げを行うこととなります。
- ・令和5年4月以降に70歳を超えて請求を行い、かつ、繰下げ申出をしなかったときは、請求の5年前の日に繰下げの申出があったものとみなされます。

## 令和6年3月末に退職される皆さんへ 老齢厚生年金等の請求手続き

昭和36年4月2日以降に生まれた一般組合員の方は、老齢厚生年金と退職年金(退職等年金給付)が、65歳から支給されます。

なお、特定消防組合員の方については、老齢厚生年金の支給開始年齢が、右表のとおり、62歳以降となります。



### ◎支給開始年齢

生年月日	一般組合員	特定消防組合員
昭和36.4.2～昭和38.4.1	65歳	62歳
昭和38.4.2～昭和40.4.1		63歳
昭和40.4.2～昭和42.4.1		64歳
昭和42.4.2～		65歳

※繰上げ請求(65歳以前に受給すること)や、繰下げ請求(66歳以降に受給すること)をすることもできます。

※特定消防組合員とは、消防司令以下の消防職員であった方で、60歳時点又は60歳前の退職時まで引き続き20年以上消防職員として在職していた組合員です。

## 年金を受給するときは請求が必要です

年金は自動的に支給されるものではなく、ご自身で請求することによって支給されるものです。

昭和36年4月2日以降生まれの一般組合員の方は、次ページのとおり年金請求を行ってください。

また、特定消防組合員の方は、65歳になるまでに老齢厚生年金の受給権が発生するため、共済組合から請求書を送付しますので、請求案内に従って手続きを行ってください。

なお、年金を受ける権利は、権利が発生してから5年を経過したとき、時効により消滅しますので、ご注意ください。

※必要な請求書をお届けするために、退職後に住所や氏名を変更されたときは、必ず当組合へ届け出てください。



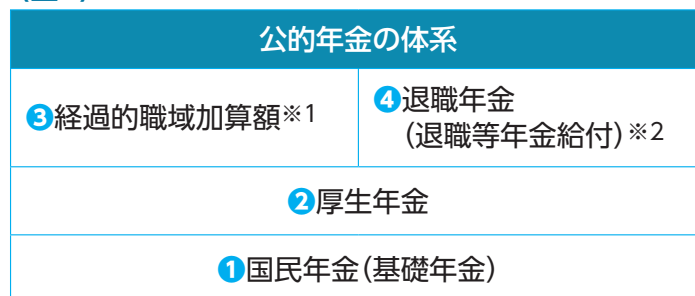
## 65歳からの老齢厚生年金等の請求

(図1の①②③の加入期間に係る給付)

支給開始年齢になる前に、最後に加入していた厚生年金の実施機関から自宅宛てに請求書が送付されます。請求書に必要事項を記入し、いずれかの厚生年金の実施機関へ提出してください。

その際、国民年金の老齢基礎年金を受け取る権利も発生しますので、請求案内に従って手続きを行ってください。〈図2〉

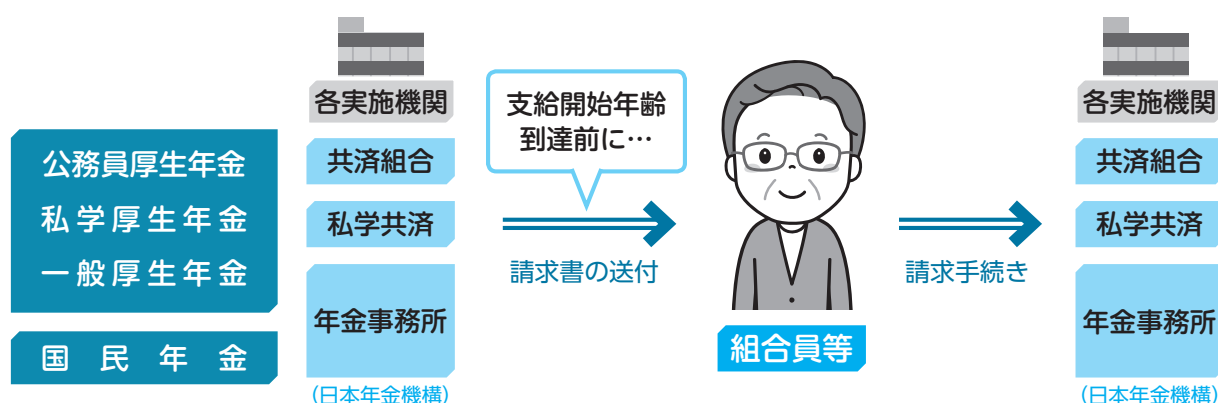
〈図1〉



※1 平成27年9月までの組合員期間が対象

※2 平成27年10月からの組合員期間が対象

〈図2〉 65歳からの老齢厚生年金等の請求の流れ



## 退職年金(退職等年金給付)の請求(図1の④の加入期間に係る給付)

受給権が発生する方には、65歳になる前に「退職年金決定請求書」を共済組合からご自宅宛てに送付します。「退職年金決定請求書」に必要書類をそろえて、共済組合へ提出してください。

退職年金は、半分が終身退職年金、残りの半分が有期退職年金となっており、有期退職年金の支給期間については、原則20年ですが、10年又は一時金として受給することも選択できます。

※短期組合員の方は、日本年金機構で厚生年金に加入するため、退職年金の受給権は発生しません。



## 有期退職年金を一時金で受給する場合

退職年金(退職等年金給付)を受けられる方が、有期退職年金を**一時金**で受給することを選択した場合は、**退職所得**として課税の対象になります。




なお、一時金で請求する場合は、退職金等の源泉徴収票が必要となる場合がありますので、必ず保管しておきましょう。

【お問い合わせ】 年金課 ☎ 059-253-2706



# 入学貸付・修学貸付のご案内

当組合では、組合員又はその被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が入学・修学のために必要な資金の貸付けを行っています。借入れを検討されている方は、ぜひご利用ください。

	入学貸付	修学貸付
申込事由 (貸付対象)	高校や大学などの入学金、 入学時に要する費用(制服代等) 学校教育法に規定する学校及び教育機関とこれらに相当する海外の教育機関に限る。	授業料、教材費、アパート代・宿舍代(食費を除く)、通学費用等
貸付額	給料月額6か月分以内で、必要経費内の額 (上限200万円、1万円単位) 	1か月につき上限15万円で、必要経費内の額 (年額上限180万円、1万円単位) ●申込みは、学年単位です。 ●就業開始月の翌月以後の申込みは、申込月の翌月から当該学年の終了月までの月数分の貸付額となります。 (例)4月入学者が3~4月中に申し込んだ場合は、15万円×12月分が上限です。 4月入学者が5月中に申し込んだ場合は、15万円×10月分が上限です。
貸付利率	<b>年1.26%(変動あり)</b>	
申込時期	入学月までに申込み	在学中に申込み 初年度は、入学1か月前から申込可
<b>原則、支払前に申込み要</b>		
送金日	毎月25日(金融機関休業日は、その翌営業日)です。 申込書の締切日は、所属所の共済組合事務担当課に確認してください。	
償還方法	給料天引きによる償還	
	元利均等償還(最長120回)	元利均等償還(最長150回)
※希望により償還の猶予期間(利息のみ返済)が設定可能 ※短期組合員等の任期に定めがある方の償還期間は、任期の範囲内になります。		
申込方法及び詳細	必要経費のわかる書類(入学案内、授業料の請求書等)、合格通知、在学証明書等を添えて、所属所の共済組合事務担当課を通じてお申し込みください。 <a href="http://www.m-kyosai.jp/fukushi/nyugaku.html">http://www.m-kyosai.jp/fukushi/nyugaku.html</a>  入学貸付	<a href="http://www.m-kyosai.jp/fukushi/syugaku.html">http://www.m-kyosai.jp/fukushi/syugaku.html</a>  修学貸付

## だんしんのご案内

(団体信用生命保険、債務返済支援保険)

▶共済組合の貸付けをご利用中の方が死亡又は病気やケガの際に、保険金で貸付金残高を返済又は月々の返済を補填する制度です。

▶お申し込み手続きは、所属所の共済組合事務担当課へお尋ねください。

	だんしん (団体信用生命保険)	債務返済支援保険
保障内容	死亡・高度障害となった場合、 保険金で貸付金残高を返済	就業障害となった場合、月々の返済を補填
保険料	貸付金残高10万円当たり 月額15円	平均返済月額1万円当たり 月額60円
加入資格 (告知事項あり)	70歳未満で貸付金残高10万円以上	[だんしん]加入者で18歳以上 60歳未満

【お問い合わせ】 経理課貸付貯金係 ☎ 059-253-2705

# パート・アルバイトで働く(予定の)被扶養者がいる 組合員の皆さんへ

昨年9月に厚生労働省から「年収の壁・支援強化パッケージ」が発表され、扶養の認定基準の1つである「130万円の壁」について、新しい制度が創設されました。

人手不足により収入が増えた場合に限り、収入が認定限度額以上になった場合でも、原則、引き続き被扶養者として認定されるというものです。

特例的な取扱いですので、正しく活用するために制度をチェックしてみましょう。



## パート・アルバイトで働く方の 「年収の壁」に対する意識

年収130万円以上となることで、  
国民年金・国民健康保険に加入するため、  
保険料負担を避け、就業調整してしまう。



## 「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、原則、引き続き被扶養者として認定されます。

## クローズアップ

### 対象となるとき

- ・雇用契約書等を踏まえて認定限度額※未満で勤務している(する)方で、人手不足による勤務時間の増加に伴って、一時的に収入が増加したとき
- ※130万円(60歳以上の方又は障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する方は180万円)

### 対象外となるとき

- ・雇用契約書等を踏まえて、収入の見込額が恒常的に認定限度額以上となることが明らかなき
- ・営業など、特定の事業主と雇用関係にないとき
- ・被扶養者自身が社会保険に加入したときなど

### 期間

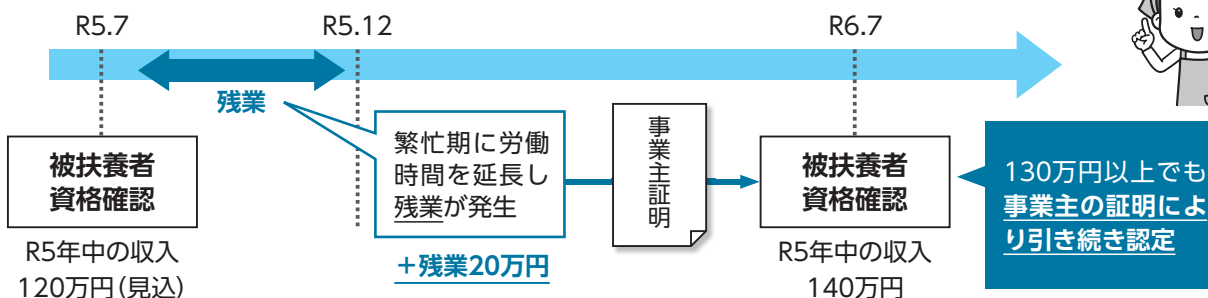
令和5年10月20日から当分の間

### 回数

原則、連続する2回まで

## 「年収130万円の壁」への対応

例 毎月10万円(扶養の範囲内)で働く予定であったが、残業により一時的に収入増になった場合



詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。



【お問い合わせ】 保険課資格調定係 ☎ 059-253-2703

# 特定健康診査・特定保健指導の実施状況を報告します！

当組合では、40歳から75歳未満の組合員及び被扶養者、任意継続組合員とその被扶養者(以下「被扶養者等」という。)の方を対象に、特定健康診査と特定保健指導を実施しています。令和4年度分として、国へ報告した実施状況がまとまりましたので、お知らせします。

## 特定健康診査の受診率

特定健康診査(以下「特定健診」という。)の受診率の推移は、グラフ1のとおりです。

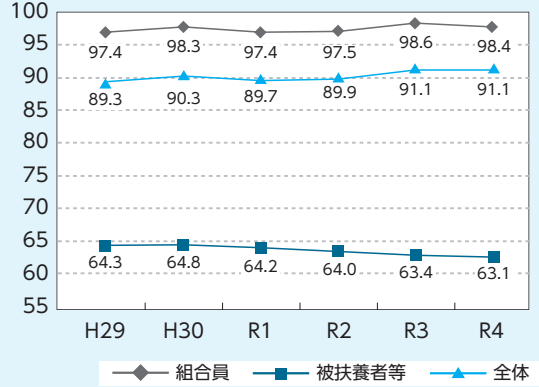
組合員と被扶養者等を含む組合全体の受診率は91.1%で、令和3年度と同水準になりました。組合員は、職場の健康診断や人間ドックを受診することで特定健診を受診したものとみなされることから、受診率は98.4%と高い数値を維持しています。一方で、被扶養者等は自発的に受診しなくてはならないことから、受診率は60%台前半で推移しており、受診率の向上が課題となっています。

## 特定保健指導の終了率

特定保健指導(以下「保健指導」という。)の終了率の推移は、グラフ2のとおりです。

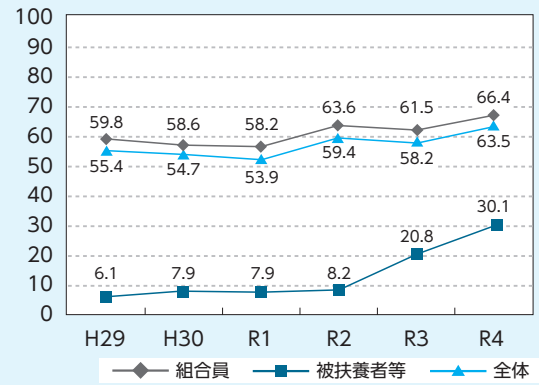
組合員と被扶養者等を含む全体の終了率は、令和3年度に比べて5.3ポイント増加して63.5%となりました。被扶養者等の終了率は、人間ドックの受診日当日から保健指導を受けていただく方が増えたことにより、30.1%と9.3ポイント増加しました。

グラフ1 特定健康診査受診率の推移



◆ 組合員 ■ 被扶養者等 ▲ 全体

グラフ2 特定保健指導終了率の推移



◆ 組合員 ■ 被扶養者等 ▲ 全体

健診費用は  
無料です！

40歳以上75歳未満の被扶養者と任意継続組合員の方は毎年対象

## ご自身の健康管理のために、健康診断を受けましょう

昨年7月上旬にご自宅宛てにお送りした特定健診の受診券の有効期限は、令和6年3月31日までです。

まだ受診されていない方は、お早めに受診していただきますようお願いいたします。なお、特定健診受診券を紛失された場合は、再発行しますので当組合にご連絡ください。

### パート・アルバイト先で行う定期健康診断を受診した方へ

被扶養者と任意継続組合員の方は、健康診断の結果を提出していただくと特定健診を受けたこととなりますので、健康診断結果のコピー・当組合が発行した未利用の受診券・質問票等の必要書類を、全て当組合に提出してください。**1,000円分のクオカードを進呈します。**

※受診券を使用して受診した健診結果は、クオカード進呈の対象となりませんので、注意してください。

特定健診や保健指導の受診率は、高齢者医療を支えるために当組合が国に拠出している後期高齢者支援金の加算・減算制度の対象項目となっています。受診率が低いと拠出金が増え、皆さんが負担する短期掛金が増える可能性がありますので、今後とも特定健診及び保健指導の受診に、ご理解とご協力をお願いします。



【お問い合わせ】 保険課健康係 ☎ 059-253-2704

# 組合員証等が使用できなかったとき (療養費・家族療養費)

組合員又は家族(被扶養者)が病気やケガをしたときの診療は、組合員証等を病院などの窓口で提示して受けるのが原則ですが、下記のような緊急やむを得ない事情で組合員証等を使用できなかった場合は、診療にかかった費用を本人が一時立て替え、その後共済組合に請求し、共済組合が必要と認めたときは、自己負担額を控除した残りの額を療養費又は家族療養費として受けることができます。

共済組合の負担	一部負担(自己負担)
医療費の7割	医療費の3割

(注) 70歳以上75歳未満の組合員又は家族(被扶養者)  
共済組合の負担8割、一部負担(自己負担)2割。  
一定以上所得者は、共済組合の負担7割、一部負担(自己負担)3割。  
義務教育就学前の子  
共済組合の負担8割、一部負担(自己負担)2割。

## 1 やむを得ない事情のため組合員証等を使用できなかったとき

旅行中急病にかかり組合員証等を持ち合わせていなかった場合のように、やむを得ない事情で組合員証等を使って診療を受けることができなかったときは、ひとまず自分で医療費を支払い、あとで共済組合から療養費又は家族療養費を受けることができます。



## 2 はり・きゅう師などの施術を受けたとき

神経痛などの慢性病の治療であらかじめ医師の同意を得て、はり・きゅう師などから施術を受けた場合(一定期間に限ります。)や柔道整復師の施術を受けた場合には、療養費又は家族療養費が支給されます。



## 3 治療用装具を購入したとき

医師が治療上必要であると認めたコルセットなどの治療用装具(厚生労働省の認可を受けているものに限ります。)を購入した場合には、その購入代金から本人負担額を控除した額が療養費又は家族療養費として支給されます。



## 4 輸血の血液代を払ったとき

輸血のための生血代については、親子、兄弟、配偶者などの親族から血液の提供を受けたときを除き、その費用が療養費又は家族療養費として支給されます。



## 5 海外で診療を受けたとき

外国で病気やケガのため医者にかかり、その費用を支払ったときは、共済組合が認めた範囲内で療養費又は家族療養費が支給されます。



次ページでは、上記の中で特にお問い合わせの多い、  
③ 治療用装具について解説します。



## 療養費の対象となる治療用装具

- 1 医師が疾病又は負傷の治療を行うために装着の必要を認めた関節用装具、コルセット、サポーター、四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣など
- 2 9歳未満の被扶養者で、医師が小児の弱視、斜視及び先天白内障術後の屈折矯正の治療に必要と判断した治療用眼鏡など



### 給付額

給付額は、その購入代金から「障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」で定められた装具の価格を基準として、本人負担額(基準額の2割又は3割に相当する額)を控除した額となります。  
※装具によっては、上限額が定められているものがあります。

### 請求手続

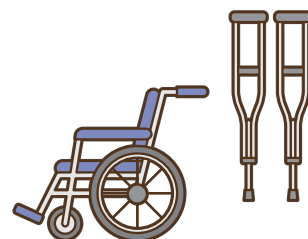
- 次の必要書類を所属所の共済組合事務担当課を経由して、提出してください。
- 「療養費・家族療養費等請求書」
  - 領収書(原本で明細がわかるもの)
  - 装具の装着を必要とする医師の意見書及び装具装着証明書(原本)
  - 治療用眼鏡等の場合は、医師の作成指示書(検査結果が記載されているもの)



## 療養費の対象とならない治療用装具

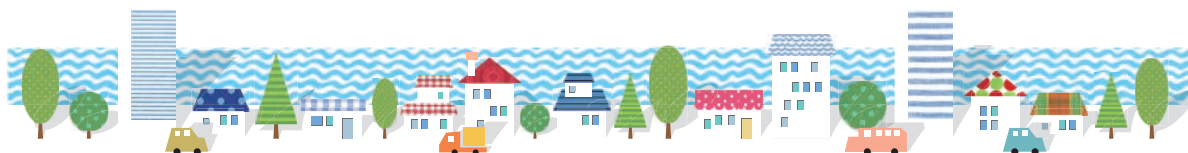
治療用装具は、傷病の治療に必要な場合にのみ認められるものであり、以下のようなものは支給対象となりません。

補聴器、胃下垂帯や脱腸帯、松葉杖、義手や義足等(療養の過程において、その傷病の治療のため必要と認められる場合は、対象となる場合があります。)、車いす(電動を含む。)、美容の目的で使用されるものなど。



### 注意点

- 医師が治療上必要と認めた装具が対象となるため、日常生活などの能率向上を図るための装具(更生用装具)は対象外です。
- 関節用などの治療用装具には、耐用年数や年齢(0歳～17歳)ごとの使用年数が定められているため、耐用年数や使用年数を超えていない場合の買替え費用については、原則支給対象となりません。また、弾性着衣は半年、小児弱視等の治療用眼鏡は1年(5歳から9歳未満の治療用眼鏡などは2年)経過後であることを要します。



【お問い合わせ】 保険課医療係 ☎ 059-253-2704

健康保険証をお使いの皆さまへ



# ぜひ、一度使ってみませんか？ マイナンバーカードの保険証利用

## 1 データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され(※)、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

## 2 転職や転居等による保険証の切替えや更新が不要

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切替えや更新が不要になります。

※なお、新しい保険者への加入手続は必要です。

## 3 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、次の2つの準備をお願いします。

### STEP1.

#### マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ①オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ②郵便による申請
- ③まちなかの証明写真機からの申請



### STEP2.

#### マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ①「マイナポータル」から行う
- ②セブン銀行ATMから行う
- ③医療機関・薬局の受付で行う



## マイナンバーカードは安全です！

### マイナンバーカードを失くしたら、個人情報が流出しそうで不安…



- ▶ マイナンバーカードのICチップには、健康・医療情報や税情報・年金情報などプライバシー性の高い情報は入っていません！

### マイナンバーカードを失くした場合、どうすれば良いかわからない…



- ▶ 万が一紛失しても、コールセンター【0120-95-0178:24時間365日受付】に電話することで、カードの利用を一時停止できるので安心です！

### マイナンバーを他人に悪用されそうで怖い…



- ▶ 第三者にマイナンバーを見られても、あなたになりすまして手続きを行ったり、あなたの個人情報を調べたりすることはできません！

## 2024(令和6)年秋以降は、 保険証とマイナンバーカードが一体化されます。

### マイナンバーカードをなくしたり、 手元にない場合は？

- 2024(令和6)年秋以降、マイナンバーカードを紛失・更新中の方やお手元にカードがない方などは、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付されます。
- 「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き一定の窓口負担で医療を受けることができます。

### 健康保険証はいつまで使えますか？

- 2024(令和6)年秋以降、新規の健康保険証は発行せず、2024(令和6)年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から**最長1年間**(※)使用することができます。  
※有効期限が2025(令和7)年秋より前に切れる場合は、その有効期限まで。



マイナンバーカードは  
こちらのポスターやステッカーを  
貼っている医療機関・薬局で  
**ご利用可能です！**



厚生労働省  
ホームページ

※厚生労働省HPでも、ご利用可能な医療機関・薬局を公開しています。

もっと詳しく知りたい方は、フリーダイヤルにお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル TEL: 0120-95-0178

令和6年4月1日にサンペルラ志摩を売却することになりました。  
長年のご愛顧に心から感謝申し上げます。

ご愛顧感謝特別プラン

1泊  
2食付

オフシーズン限定

令和5年12月1日～令和6年3月22日 (12/26～1/7を除く)

パールポークの  
しゃぶしゃぶ食べ放題  
+ カニ

カニはボイル済みのものを  
1名様につき2尾提供します。  
(食べ放題ではありません。)



組合員・被扶養者特別価格

お1人様

8,900円

90分コース  
飲み放題付

飲み放題  
メニュー

プレミアムモルツ生ビール、  
焼酎、ハイボール、梅酒、  
日本酒、ソフトドリンク

※5,000円の宿泊助成と1,000円の特別割引後の料金です。  
※このプランは、各種割引券をご利用いただけません。  
※このプランは、2名様からのご利用となります。  
※写真はイメージで、料理内容や飲料銘柄が変更となる場合があります。  
※全国旅行支援等を利用される場合、上記料金と異なります。

季節のスタンダード宿泊プラン

1泊  
2食付

四季蒸籠会席コース



豪快蒸籠

魚介の蒸籠蒸しを中心に  
旬の味が楽しめるお得なプラン

志摩里海会席コース



海幸満載

旬の魚介舟盛りをメインに  
郷土色豊かな海幸満喫プラン

美し国会席コース



三大味覚

伊勢エビアワビ松阪牛を  
取り入れた最高級プラン

料金カレンダー

2月							3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3					1	2	
4	5	6	7	8	9	10	3	4	5	6	7	8	9
11	12	13	14	15	16	17	10	11	12	13	14	15	16
18	19	20	21	22	23	24	17	18	19	20	21	22	23
25	26	27	28	29			24	25	26	27	28	29	30
							31						

料金表 (1泊2食付・税込)	大人			小学生
	四季蒸籠コース	志摩里海コース	美し国コース	
オフシーズン	8,090円	13,260円	18,100円	3,690円
ショルダーシーズン	9,080円	14,250円	19,090円	4,240円
オンシーズン	10,620円	15,990円	20,630円	4,680円

※各料金は1泊2食付税込で5,000円の宿泊助成引き後の金額です。 ※市町等の助成がある場合は、そちらを優先して控除した後に、5,000円を上限とした助成を行います。  
※下の宿泊特別割引券を使用すると、上記料金表の金額からさらに割引になります。 ※臨時に休館する場合があります。

組合員利用促進キャンペーン

サンペルラ志摩 宿泊特別割引券 (対象は1泊2食コース)

期間: 令和6年2月1日～令和6年3月31日

	うまくに 美し国・志摩里海	しまさと 四季蒸籠ほか	小学生
オフシーズン ショルダーシーズン	2,000円	1,000円	500円
オンシーズン	2,500円	2,000円	1,000円

※チェックインの際にフロントへ提出してください。 ※本券1枚で大人と小学生全員の料金が割引になります。  
※他の割引券との併用はできません。 ※ご利用いただけないプランがありますので事前にお問い合わせください。  
※全国旅行支援等の割引との併用はできません。

〒517-0204 三重県志摩市磯部町の矢 314

TEL : 0599-57-2130

https://www.sunperla-shima.jp/

E-mail yoyaku\_sunperla-shima@oyadonet.com

ホームページは

※写真は、全てイメージです。  
※料理の内容が変更になる場合がありますので、ご了承ください。